

令和5年度 定時総会報告

日 時：令和5年6月9日（金） 16時30分～17時42分 会 場：ホテルニュー長崎
出席者：47名 委任状：523名 合計570名【※総正会員数 931名（定足数1／3→311名）】
司 会：前田 優作（青年委員長：佐世保支部）
議 長：鉄川 進（会長）
◎議事録署名人：戸田八州男（長崎支部）、鯖江康裕（長崎支部）

<報告事項>

① 令和4年度事業報告について

事務局より4年度の実業報告。

・「施工の心得」という講習会を会員歴の浅い方には受講料無料として実施、また各支部で企画した講習会も実施したことを報告（コロナ禍より少しずつ活動が活発になってきたことを実感している）委員会の活動報告については各委員長より説明を行う。

② 令和5年度事業計画について

事務局より令和5年度収支予算について説明。

・長崎県ヘリテージマネージャースキルアップ講習会を10月頃より開催するよう準備を進める。
・気候風土適応住宅の制度における「長崎型」の立案協力を県建築課や市建築課と協議を続けながら進めていく事を報告。

③ 令和5年度収支予算について

事務局より令和5年度収支予算について説明。

経常収益：39,542,816 円

（昨年度比 1,590,682 円の減額）

経常費用：39,509,025 円

（昨年度比 1,445,668 円の減額）

※令和4年度は九プロ建築士の集い「長崎大会」を実施したことで、収益・費用とも増額した予算組をしていたため、令和5年度は収益・費用ともその分が減額された予算となっている。

<議決事項>

第1号議案 令和4年度収支決算の報告について
事務局より決算書類について説明を行う。

経常収益：38,199,439 円

（前年度比 6,132,288 円の大幅な増収）※特例的な収入として、九プロ建築士の集い「長崎大会」の実施によるもの、また、国・県より「事業復活支援金」の補助金を受けたことを説明。

また、行政からの業務委託があったことも説明。

経常費用：39,158,190 円

（前年度比 5,601,654 円の増額）※これも、九プロ建築士の集い「長崎大会」の費用が大きく関係していることを説明。

当期経常増減額は 958,751 円の赤字となった事を説明。

また、監事より令和4年度会計監査報告を行う。

第2号議案 終身正会員の承認について

事務局より推薦候補者3名を紹介。

（佐世保支部：川崎敏裕会員、松川昌夫会員）

（北部支部：山本龍彦会員）

異議なく承認される。

<その他について>

相談役の交代について事務局より説明。

これまでの相談役であった「進藤政洋」氏の異動に伴い、長崎県土木部建築課総括課長補佐に着任された「小島俊郎」氏を相談役とすることが先の理事会で承認されたことを報告した。



- ◆ 開催日：6月24日（土） 受付 11：30～12：30 研究集会 12：30～17：30
- ◆ メイン会場：嬉野市社会文化会館 リバティ（嬉野市塩田町）
- ◆ 意見交換会：18：30～20：30 会場：道の駅「うれしのまるく」（嬉野温泉駅前）

地域実践活動発表及びディスカッション（九州8県の代表による発表）13：08～14：42

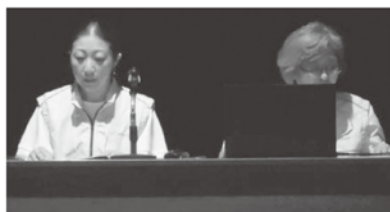
テーマ～「つながる建築 物語～歴史と未来を TSU・NA・GU」

内容：私たち建築士が、各地域に根差して行ってきたさまざまな活動や、地域のための先進的な提案事例、行政や市民、学生などへの協力活動など、建築士として、地域で必要とされている九州各地の取り組みについて県ごとに発表し今後の活動についての情報共有の機会とします。

また、全国大会における九州ブロック会代表発表者の選出も同時に行います。

• **地域実践活動発表テーマ**（発表順）

1. 宮崎県：国指定重要「旧吉松家住宅」前広場竹灯籠あかりプロジェクト2022
～あなたの周りのみよ～竹林（ちくりん）なやつ利活用しませんか～
2. 福岡県：空き家問題・最初の一步を考えた
～空き家活用：高齢者と学生とのホームシェア編～
3. 熊本県：令和2年7月豪雨における復興支援活動（坂本地区）
～建築士の役割とは～
4. 沖縄県：首里城女官居室木材活用事業
～再建の 想いをカタチに 想いは人をつなぐ そして広がる～
5. 鹿児島県：まちなみタウンウォッチングを通じた青年部活動
6. 大分県：アートプラザ 建築キッズボランティアガイド育成事業
7. 長崎県：伝建地区の保存への取組
8. 佐賀県：#竹ぼっくりを作ってみた・遊んでみた



長崎県代表として女性委員会の三根会員と荒木会員が、雲仙市「神代小路伝統的建造物群保存地区」における2009年から今日までの修理・修景工事について及びこれからの実施計画について発表しました。

分科会 15:10~17:30

- 第1分科会：長崎街道の宿場町・塩田津町並みめぐり「そうだ、塩田津へ行こう」
塩田津（重要伝統的建造物群保存地区）周辺見学
- 第2分科会：お茶を楽しむ旅ができる街
うれしの茶交流館「チャオシル」にて「ティーツーリズム」の紹介
和多屋別荘の新しいチャレンジについてのお話し
- 第3分科会：変わらない歴史と変わる武雄
国指定重要文化財「武雄温泉の楼門」と新館の見学
- 第4分科会：先人の想いを現代に繋ぐ「肥前浜宿」を美酒と共に歩く
伝統的建造物群保存地区 鹿島市「浜中町八本木」「浜庄津町浜金谷町」見学
- 第5分科会：「ありた町屋」模型づくり
伝統的建造物群保存地区・有田町内山地区の町屋の模型づくり



チャオシル

意見交換会 18:30~20:30

テーマ：「魅力度ランキング最下位からの逆襲」



女性委員会の皆さんお疲れさまでした



ガーデンパーティでした



長崎県のテーブル



女性委員会は全体受付のお手伝いもしました！



報告：長崎支部 川瀬 智子

既に施行されている、またはこれから施行される新しい基準について

2023 年度（令和 5 年度）10 月施行 大気汚染防止法

- 建築物（建築設備を含む）の解体・改修を行う際は、資格者等による事前調査の実施が義務付けられます。（事前調査自体は令和 5 年 9 月以前でも行う必要があります。）

【事前調査を行うことができる者】

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）
- ④ 令和 5 年 9 月 30 日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され
事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。

※詳細は、長崎県衛生環境課 HP,環境省 HP,厚生労働省 HP,国土交通省 HP

2024 年度（令和 6 年度）1 月施行 改正建築物省エネ法（住宅ローン）

- 住宅ローン減税を受けるには省エネ基準に適合する必要があります。
- 省エネ性能に応じて住宅ローン減税の借入れ限度額が異なります。
- 住宅ローン減税の申請には、省エネ基準以上適合の「証明書」が必要。

※詳細は長崎県ホームページ、国土交通省ホームページ

2025 年度（令和 7 年度）4 月（予定）施行 改正建築物省エネ法

- 全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられます。
増改築の場合：増改築部分が基準に適合することを求めます。
- 建築確認手続きの中で省エネ基準への適合性審査を行います。
「建築確認・検査」「審査省略制度」の対象範囲が変わります（4号特例撤廃等）
- 住宅トプランナー制度の拡充 • 省エネ性能表示制度
- 建築物再生可能エネルギー利用促進区域

建築士の説明努力義務

省エネ性能の一層の向上にむけては、専門家である建築士が情報提供を行うことを通じて、建築主の意識向上を図り省エネ性能の向上にむけての取り組みを促していくことが重要です。

建築士は、建築物の建築等に係る設計を行うときは、その設計を委託した建築主に対し、建築物のエネルギー消費性能や、その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明するよう努めなければならないこととします。

※手続きについての詳細は、前号「よろいど」の行政だより、または国土交通省ホームページ

これから施行される 令和 4 年改正 建築基準法について【令和4年6月17日公布】 改正のポイント

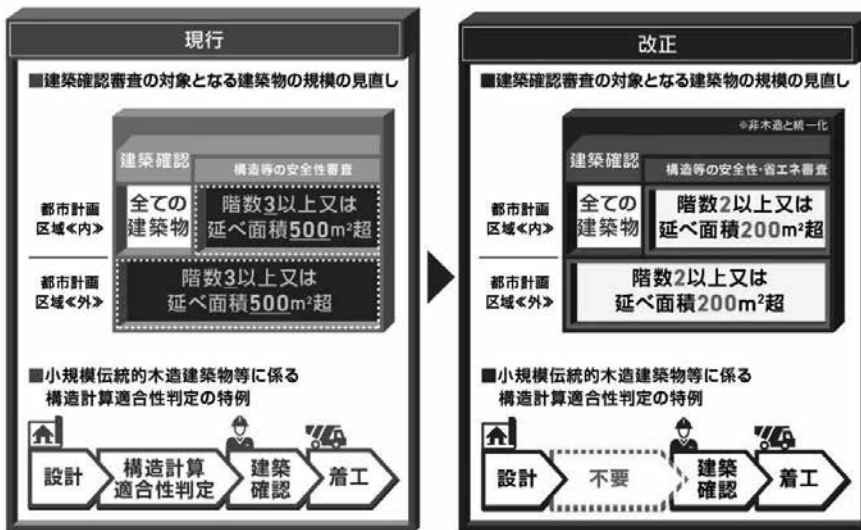
1. 建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し

- ・建築確認審査の対象となる建築物の規模の見直し 施行日：公布の日から3年以内

木造建築物の建築確認検査や審査省略制度の対象を見直し、非木造と同様の規模とすることといたしました。

- ・小規模伝統的木造建築物等に係る構造計算適合性判定の特例 施行日：公布の日から3年以内

小規模な伝統的木造建築物等について、構造設計一級建築士が設計又は確認を行い、専門的知識を有する建築主事等が建築確認審査を行う場合は、構造計算適合性判定を不要といたします。



2. 階高の高い木造建築物等の増加を踏まえた構造安全性の検証法の合理化

- ・階高の高い3階建て木造建築物等の構造計算の合理化 施行日：公布の日から3年以内

2級建築士においても設計できる簡易な構造計算で設計できる建築物の規模について、高さ13m以下かつ軒高9m以下から階数3以下かつ高さ16mへ拡大します。これに伴い、建築士法でも、2級建築士の業務範囲について、階数が3以下かつ高さ16m以下の建築物にするなどの改正を行います。

- ・構造計算が必要な木造建築物の規模の引き下げ 施行日：公布の日から3年以内

2階建て以下の木造建築物で、構造計算が必要となる規模について述べ面積が500 m²を超えるものから、300 m²を超えるものまで規模を引き下げることとします。

3. 中大規模建築物の木造化を促進する防火規定の合理化

- ・3000 m²超の大規模建築物の木造化の促進 施行日：公布の日から2年以内

延べ面積が3000 m²を超える大規模建築物を木造とする場合にも、構造部材である木材をそのまま見せる「あらわし」による設計が可能となるよう、新たな構造方法を導入し、大規模建築物への木造利用の促進を図ります。

- ・階数に応じて要求される耐火性能基準の合理 施行日：公布の日から2年以内

階数に応じて要求される耐火性能基準を合理化し、中層建築物への木材利用の促進を図ります

4. 部分的な木造化を促進する防火規定の合理化

- 大規模建築物における部分的な木造化の促進 施行日：公布の日から 2 年以内**
 耐火性能が要求される大規模建築物においても、壁・床で防火上区画された防火上・避難上支障のない範囲内で部分的な木造化を可能とします。
- 防火規定上の別棟扱いの導入による低層部分の木造化の促進 施行日：公布の日から 2 年以内**
 高い耐火性能の壁などや、十分な離隔距離を有する渡り廊下で、分棟的に区画された建築物については、その高層部・低層部をそれぞれ防火既定上の別棟として扱うことで、低層部分の木造化が可能となります。
- 防火壁の設置範囲の合理化 施行日：公布の日から 2 年以内**
 他の部分と防火壁などで有効に区画された建築物の部分であれば、1000 m²を超える場合であっても防火壁などの設置は要さないこととします。

5. 既存建築ストックの省エネ化と併せて推進する集団規定の合理化

- 建築物の構造上やむを得ない場合における高さ制限に係る特例許可の拡充施行日：公布の日から 1 年以内**
 省エネ改修などの工事に際して、高さ制限を超えることが建築物の構造上やむを得ない場合には市街地環境を害しないものに限って高さの制限を超えることを可能とする特例許可制度を導入することとします
- 建築物の構造上やむを得ない場合における建蔽率・容積率に係る特例許可の拡充**
施行日：公布の日から 1 年以内
 屋外に面する部分の工事により容積率や建蔽率制限を超えることが構造上やむを得ない建築物に対する特例許可制度を創設することとします。
- 住宅等の機械室等の容積率不算入に係る認定制度の創設 施行日：公布の日から 1 年以内**
 機械室等に対する容積率の特例許可は、共同住宅等において高効率給湯設備等を設置する場合の活用実績が多いことから、今般の改正により、省令に定める基準に適合していれば、建築審査会の同意なく特定行政庁が認定することとします。

6. 既存建築ストックの長寿命化に向けた規定の合理化

- 住宅の採光規定の見直し 施行日：公布の日から 1 年以内**
 住宅の居室に必要な採光に有効な開口部面積を合理化し、原則 1/7 以上としつつ、一定条件の基で 1/10 以上まで必要な開口部の大きさを緩和することを可能とします。
- 一団地の総合的設計制度等の対象行為の拡充 施行日：公布の日から 1 年以内**
 一団地の総合的設計制度・連担建築物設計制度における対象行為を拡充し、現行の建築（新築、増築、改築、移転）に加えて、大規模の修繕・大規模の模様替を追加することとしました。
- 既存不適格建築物における増築時等における現行基準の遡及適用の合理化**
施行日：公布の日から 2 年以内
 既存不適格建築物について、安全性の確保等を前提として、増改築時等における防火・避難規定、集団規定（接道義務、道路内建築制限）の遡及適用の合理化を図ることとします。
- 一定範囲内の増築等において遡及適用しない規定・範囲の追加 施行日：公布の日から 2 年以内**
 既存不適格建築物について、安全性等の確保を前提に接道義務・道路内建築制限の遡及適用を合理化し、「市街地環境への影響が増大しないと認められる大規模の修繕・大規模の模様替を行う場合」※は、現行基準を適用しません。 ※政令で規定予定

（国土交通省ホームページより抜粋）